

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第21保全サイクル定期事業者検査(原子炉格納容器隔離弁分解検査)の記録確認において、検査要領書の検査手順と検査成績書の検査手順に相違が認められたため確認したところ、手順の改訂前と改訂後の混在があったことから、検査記録を改訂後情報へ整理。	G	
2	2号機	取水設備点検用門型クレーンの位置検出用リミットスイッチにおいて、リミットスイッチ作動用アームの変形によるリミットスイッチ不動作が認められたため、当該アームを修理。	G	
3	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(B)において、グラウンド部からの海水漏えいが認められ、グラウンド増し締めによる調整ができないため、当該ポンプのグラウンドパッキンを交換。	G	
4	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(C)において、グラウンド部からの海水漏えいが認められ、グラウンド増し締めによる調整ができないため、当該ポンプのグラウンドパッキンを交換。	G	
5	3号機	換気空調系タービン建屋復水ポンプ室空調機エアフィルタ差圧計において、指示値不良(スティック)が認められたため、当該差圧計を点検補修。	G	
6	4号機	第5給水加熱器(A)加熱器側水位調節弁において、グラウンド部からの漏えい(1滴/秒)が認められたため、当該弁のグラウンド増し締めを実施。	G	
7	3.4号廃棄物処理設備	加熱蒸気及び戻り系廃棄物処置建屋地下1階配管ダクト室設置の蒸気トラップバイパス弁において、当該弁下部に微少穴による蒸気漏えいが認められたため、当該弁を補修。	G	